

第 4 9 号議案

損害賠償の額の決定について（上下水道部関係）

下記の事件に関し損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

記

1 事件の概要

令和 5 年 1 1 月 2 0 日豊川市小坂井町八幡田 9 0 番地先の県道において、市の発注した配水管布設替工事の施工中に配水管が破損したことにより断水及び水圧低下が発生し、相手方の工場の稼働が約 2 日間にわたり停止したものの

2 損害賠償の額

2, 0 3 1, 0 9 1 円

3 損害賠償の相手方

山本製粉株式会社